

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○令和4年度准看護師試験の実施（医療政策課）	1

## 告 示

### 高知県告示第813号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、令和4年度准看護師試験を次のとおり行う。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 試験の日時及び場所

##### (1) 日時

令和5年2月14日（火）午後1時30分から

##### (2) 場所

高知市棧橋通2丁目1番53号 高知県立県民体育館

#### 2 受験願書の提出期間

令和4年12月5日（月）から同月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、令和4年12月12日付けの消印のあるものまで受け付ける。

#### 3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(1) 受験願書（県所定の様式によること。）

(2) 履歴書（県所定の様式によること。）

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(4) 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書

修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、令和5年3月7日（火）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

(5) 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

#### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

(3) 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者

(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認められたもの

#### 5 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

#### 6 合格発表

令和5年3月14日（火）午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。

また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

#### 7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和4年11月11日（金）までに高知県健康政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。